

金銭取扱業務に伴う重要事項確認書

(金銭取扱業務従事者)

第1条 乙は金銭取扱業務を履行するにあたり、乙の従業員に対し乙の指定する「金銭取扱業務従事に伴う誓約保証書」ならびに「金銭取扱業務登録印申請書」をもって、承認された者のみ金銭取扱業務に従事させるものとする。

2 乙は甲に対し、上記に定めたものを別紙「金銭取扱業務登録印届出書」により報告し、報告の無い者については、金銭取扱業務に従事させないものとする。

3 乙の従業員は金銭取扱業務に伴う各種帳票への検印については、「金銭取扱業務登録印申請書」で承認された登録印のみを使用し、検印したのものについては、その従業員が自ら確認したことを証することとする。

(釣銭準備資金)

第2条 甲が業務履行開始時につり銭として必要な金額70,000円を準備することとする。

2 乙は業務開始前に甲よりつり銭を預かり、午前の受付終了後に甲に引き渡すこととする。また、乙は午後の受付開始前に甲より釣り銭を預かり、1日の業務終了後には甲に引き渡すこととする。

3 乙が甲より預かり受けている業務中のつり銭は乙の管理下にあることとし、その間に発生した不足金については、乙の責に帰すべき事由に基づくときは、乙が補填することとする。

4 乙から甲に引き渡された時点でつり銭は甲の管理下にあることとし、その間に発生した不足金については、乙は補填しない。

(収納金管理及び引渡しに伴う責任所在の明確化)

第3条 業務履行に当たり、甲が据置型金庫を設置することとし、甲と乙で金庫を共有しないこととする。

2 甲の金庫の鍵は、甲が定める責任者が管理することとする。

3 収納金を乙から甲に引き渡す際は、甲乙双方必ず立会い者を置くこととし、別記5-1「現金引継書」への甲乙双方の検印とともに、金銭を引き渡すこととする。

4 乙から甲に引き渡された時点で、甲の管理下にあるものとし甲にその責任所在があることとする。

(盗難・トラブル発生時の対応)

第4条 甲乙双方協力の上、速やかに状況確認をすると共に現場保全に努めることとする。

2 状況確認の上、乙の管理下において発生した事故・事件については、乙の判断により被害届を警察に届けることとする。

3 乙は、事故・事件及び天変地異による損害については、一切責任を負わないものとする。

4 甲乙双方どちらの管理下であったか判断がつかない場合においては、双方が同等の管理責任を負うこととし、事態の解決に向けて、誠意をもって対応することとする。